1985年ドイツ商法典における秘密積立金の新しい動向

森,美智代

https://doi.org/10.15017/2920710

出版情報:経済論究. 69, pp.101-141, 1987-11-26. Kyushu Daigaku Daigakuin Keizaigakukai

バージョン: 権利関係:

1985年ドイツ商法典における 秘密積立金の新しい動向

森 美智代

はじめに

- T 新商法典における秘密積立金問題
 - 1. 新商法典の評価規定から生じる秘密積立金とその背景
 - 2. 連邦議会の印刷物に見られる秘密積立会問題
 - 3. 公聴会における会計学者と法学者の秘密積立金についての見解
 - 4. 商法第253条の規定について
- Ⅱ 新しい秘密積立金問題
 - 1. 秘密積立金の性質と意義
 - 2. 新しい会計規定から生じる資本会社についての秘密積立金
 - 3. 新しい会計規定から生じる非資本会社についての秘密積立金
 - 4. 会計処理における秘密積立金の設定余地
- Ⅲ 秘密積立金と公開 おわりに

はじめに

西ドイツの会計制度は新しい時代を迎えている。1978年6月27日にヨーロッパ経済共同体(EC)の理事会は、委員会が提案したEC第四指令に賛成し、1978年7月24日にはその法案が可決された。さらに、EC第四指令は同年の7月31日に、EC参加諸国に対して告示され、8月14日には、ECの官報で公表された(注1)。その後、参加諸国は、指令通告後2年以内に国内法へ導入されなければならないことになった。しかし西ドイツは、他の参加諸国に一足遅れの国内法への導入となり、1985年に新商法典の制定となった。この新商法の会計

規定はEC第四指令・七指令及び八指令の規定を取り入れたものであり、その他関連法規として株式会社法・有限会社法・協同組合法・公開法・経済監査士法などが改正された。今回の改正によって、従来の株式会社法・有限会社法における会計規定が商法(第3編)に取り入れられた。この新しい会計法規は、1987年1月1日に開始される事業年度に適用されることになった(注2)。このようにして、今後西ドイツは、この新しい会計法規に従った会計処理を行なうことになる。この論文で扱う問題は、常に法の改正に伴い法的にもまた経済的にも特に、関心がもたれる秘密積立金を取り上げた。秘密積立金はドイツ特有の性格をもつものであり、今回の新商法の改正に当たって初めて浮上した問題ではない。

しかし、新商法における秘密積立金の問題は、これまでとは異なり国内の経済問題だけではなくEC諸国との経済問題と関係しており、「秘密積立金の設定と取崩し」は、国際規模におけるライバル企業との競争にはなくてはならないという一面をもっている。そして、この秘密積立金の設定と密接な関係をもつ「正規の簿記の諸原則」(GoB)は、秘密積立金を規制するという性格をもつが、他方では自由裁量の余地を与えるという性格をもつ。自由裁量の余地の性格をもつということから言えることは、商法改正の予備草案の段階で、一旦は GoB の確定が試みられていたが、政府草案の段階では「経営者団体(die Spitzenorganisation der gewerblichen Wirtschaft)」の反対にあって「GoB の確定の条項」が削除された(注3)ということに重要な根拠があると考えられることである。結果的には、GoB も従来どおり、「法の不確定」概念に留まることになった。また、"true and fair view"が GoB よりも重視されているとは言えないことからEC指令が、完全に参加諸国の国内法に導入されていないという見方が強い。このことは、延いては秘密積立金に影響を及ぼしている。

本稿では、次の順序で考察している、Iにおいては、新商法では、1965年株式法と同様に評価規定において、資本会社の秘密積立金の設定余地が狭められるに至った過程を問題にしている。IIにおいては、秘密積立金の設定余地が制限されているという反面、新しい会計規定から生じる新しい秘密積立金問題を扱っている。さらに、IIIでは、新しい会計規定から生じた秘密積立金につい

て、EC指令との調整のため求められている公開を考察したい。

I 新商法典における秘密積立金問題

1. 新商法典の評価規定から生じる秘密積立金とその背景

1897年商法典において過大償却による秘密積立金の設定の制度的容認へ決定的な一歩が踏み出され,過大償却による秘密積立金合法論が支配的になるに至った。ここで、商法第38条の GoB の導入のもとで、秘密積立金の制度化が達成されたのである(注4)。

1937年株式法(1965年株式法の政府草案(注5)によれば)は,債権者保護を中心として年度決算書における高い価額の計上を禁止した。このことは,年度決算書上の過小評価を許すことになった。実際,1937年株式法第133条1号~3号において,固定資産・流動資産は,最高限の価額まで計上されることができる反面,評価の下限の規定が欠けていた。そのことから,過小評価による秘密積立金が生じることになった(注6)。他方,当時の会計学の領域では,法律の許容する秘密積立金は,明瞭性・真実性・継続性・慎重性の原則を充足するものでなければならないという見解であった(注7)。

1965年株式法の草案では、株主への利益配当の削減・年度決算書の不明瞭性・会社の状況悪化の隠蔽・債権者と株主・国民経済への損害・資本誤導の危険を理由に、秘密積立金について疑問がもたれている。しかし、過去の秘密積立金の容認(1937年株式法)が、直ちに過去との継続である秘密積立金の禁止に至らず、総ての利害関係者に適合する中間の道が定められた(注8)。実務では、秘密積立金に関して評価と自己金融という2つの考慮が混同されているとして、秘密積立金を2種類に区別することが試みられている。つまり、法律上必然的に生じる秘密積立金(見積積立金)については認めるが、財産の最小評価と過大償却によって社内留保される秘密積立金について一定の限界をおくことが要求された。後者の秘密積立金については、投資が秘密積立金によって経営資本を調整することが許されるべきか否かが問われ、株主が利益を放棄することが希求されてはならないと考えられた。ここに、1937年株式法の「債権者保

護」一点張りから「株主保護」が前面に出てきている。結局,政府草案の段階では,固定資産について「理性ある商人の判断」に従って,会社の存続能力・抵抗能力を確保するために必要である限り,秘密積立金の設定が認められるととになった。しかし,これは,「秘密積立金の設定と取崩しによって会社の財産状況及び収益状況が隠蔽されるという欠陥を残す」という理由によって,連邦議会の経済委員会の賛成が得られず,最終的には,どの程度の秘密積立金が許されるべきかについて決定するという方法から,経済委員会と法律委員会とが別の方法へ目を向け,最小価額の価値計上の決定から個々の財産の価額計上の規定へ移行するととで合意が得られた。

このことから, 法定限度内で選択された評価方法・償却方法の選択権が企業 に委ねられることになった。この評価方法・償却方法の選択権には営業報告書

	指令の種	類	EC第4号指令 (個別財務諸表)	EC第7号指令 (連結財務諸表)	EC第8号指令 (財務諸表監査人)				
指令の変換			1	2	3				
確定E C	指令	1	78/660/EEC, 1978年7月25日付	83/349/EEC, 1983年6月13日付	84/253/EEC, 1984年4月10日付				
	連邦政		試案,1980年2月 5日付						
EC指令	府,法	2	案,1980年5月18 日付 案,1984年5月1		3付,				
変換のた	務省所 管	2	政府案, 1982年 2 月12日付	(その2),1984年8月21日付, (その3),1984年11月23日付					
めのドイツ法律案	I		政府案(その2), 1983年6月3日付	政府案,1985年4月12日付					
	連邦議会,法		法律案, 1985年3 月29日付	·					
	務委員	3	法律案(その2), 1985年8月1日付						
	会所管		最終案, 1985年11月13日付						
確定ドイ	ツ法	4.	財務諸表指令法,1	985年12月19日付	財務諸表指令法,1985年12月19日付				

表 I-1 財務諸表指令法の成立過程

出所;黒田全紀編,『解説西ドイツ新会計制度』同文舘,昭和62.24頁。

への報告義務が与えられ、評価の継続性の原則(der Grundsatz der Bewertungsstetigkeit)による年度決算書の比較可能性が確保されなければならなくなった。これが、1965年株式法の評価規定の本質的目標でもあった^(注9)。

今回の新商法典改正は、1978年EC第四指令・第七指令・第八指令の国内化にあたり改正されたものである。EC指令から新商法典改正に至るまで数多くの文書が出され、また公聴会が開かれている(注 $^{($ 2 $^{(}2)^{(})}$ </sup>(表 $_{}^{\mathbf{I}}$ \mathbf{I} $\mathbf{-1}$ $\mathbf{-1}$ $\mathbf{-2}$ $\mathbf{-1}$ $\mathbf{-1}$

1982年政府草案と1983年政府草案は、政権の移行によって大きな相違があると言われている。すなわち、1982年政府草案は、社会民主党ヘルムート・シュミットを首相とする政府草案であり、1983年政府草案は、キリスト教民主同盟ヘルムート・コールを首相とする政府草案である。後者の政府は、産業界寄りの保守政権であるため、1983年政府草案は、有限合資会社を産業界の要望に沿って適用範囲からはずしてしまった(注11)とされる。しかし、1985年3月の法律案は、連邦議会法律委員会小委員会の手に移り、基本構想が大きく変化し規制が弱められたと言われている。それ以後は、立法機関連邦議会の法律委員会ベースで作業が進行し、1985年11月最終案が、12月5日に連邦議会で可決された。連邦参事院の同意を得た後、1985年12月19日付で「財務諸表指令法」が連邦法律官報第一部に発表されるに至った(注12)。

以上が、1985年新商法典に至るまでの経過である。以下において「秘密積立 金」と密接にかかわる評価規定について、いかなる議論が行なわれ、現在の評 価規定(商法 第253条)に至ったのかを考察したい。

2. 連邦議会の印刷物(10/317)に見られる秘密積立金

1983年の政府草案に関する連邦議会の印刷物ではより明白に秘密積立金の設定の余地が認められていることがわかる。まず評価規定について、株式会社をはじめとする資本会社については、価値の上限・下限を定めるのにたいして、人的会社については、価値の上限だけが規定されたにすぎない。これは、政府草案が、会計処理を行なう全ての商人に対して価値の上限と価値の下限の両方を前提としており、第四指令に当てはまらない企業に対してHGB草案 第269条において「理性ある商人の判断」に従って企業の利益のために必要である

限り, 秘密積立金の設定を許すことによって価値の下限に関係した(価値の) 上限の規則を 調整しているというものである。 これに ついての 委員会の見解 は、現行法と同様に会計処理を行なう全ての商人に共通して、価値の上限を限 度とすべきであるとした。そのなかで価値の下限は、第四指令が適用されなけ ればならない企業にとってのみ確定される。その他の企業については、評価を GoB に委ね、低価値については、「理性ある商人の判断」を基準とした。そこ で、第四指令に当てはまる企業に対しての価値の下限は、狭義の GoB の解釈 の下で会計処理を行なう全ての商人へは転用されないことが確認された。そし て、HGB第253条第4項は秘密積立金を設定する目的でもって、HGB草案 第269条を模範として減価償却を許した(注13)。これは、「理性ある商人の判断」 によってのみ行なわれるが、それより広い前提に依拠しては行なわれないとし て,恣意的な適用に反対して十分な配慮が行なわれた。ここで,委員会は,秘 密積立金に反対した公聴会やSPDの考えには同調しなかった。委員会の多数 が,彼らの考えを有効とみなさなかったからである。委員会の多数の見解は, 現行法が全ての商人にとって厳しいものとなるであろうと考えられたからであ った。これは、第四指令の西ドイツ法への適用に際して、委員会の多数意見に 適合したものだと考えられる(注14)。結果的に、政府草案の段階で、委員会はこ れまでの範囲で秘密積立金の設定を許すことになった。

3. 公聴会における秘密積立金に関する議論

1985年9月23日に小委員会(Unterausschuß)は、公聴会で秘密積立金の問題をGoBを示す「理性ある商人の判断」との関連で議論している。その委員会の会計学者と法学者の見解は対照的である。まず、Leffsonは、過小評価は「理性ある商人の判断」の枠内で許され(注15)、第253条第1項・第2項にはこの「理性ある商人の判断」のもとでかなりの裁量の余地があるとしている。それに対して、Döllererは、「秘密積立金の許容は所与のものとして考えられる」としている。それゆえ、法の規定における「理性ある商人の判断」によって上限の価値の限界を引くのではなく、今や下限の価値の限界を引くべきだとする。価値の慎重な評価にさいして、過去の低評価の見積りによって生じた秘密積立金

は、規制の対象とならず将来も株式会社・有限会社の場合に許されるのは自明 である。しかし過大の秘密精立金は計算書類の会計上の問題ではなく財務上の 問題であるとしている。そこで、Döllerer は、次のように述べている。「もっ と正確に言えば、貴方が許そうとしているのは、秘密積立金による自己金融で ある]と(注16)。それゆえ、このように Döllerer によれば、秘密積立金は財務上 の問題であるので、計算書類の領域に関してのみ認められる GoB には、秘密 精立金についての権限はないことになる。また、Forster は、「理性ある商人 の判断」が恣意性の排除の命令を意味するが、実務上は、恣意性の排除の命令 であるべきだと思われないと主張している。確かに、理由書では、「理性ある 商人の判断しは恣意性の排除を意味している。実務上は、恣意性の排除の命令 を認めないということにおいては、これまで過度の慎重性の見解が一定の役割 を果たしていた(注写)。さらに、Forster は、Leffson 学派の「理性ある商人 の判断してついての思考をもう一度占検することを提案している。

結果的に、以下の表I-2に示されるように、評価規定(商法 第253条)に おいて資本会社については秘密積立金の設定を規制する形になった。しかし、 非資本会社については、1937の株式法と同様に、秘密積立金の設定余地を与え ることになったし、また資本会社にも他の新会計規定によって秘密積立金を容 認するという矛盾が生じたということも無視されてはならない。

第253条 財産と負債の価値評価

(1) 財産は、最高、取得原価と製作原価で計上され、第2~3に従って減価を見積らな ければならない。

債務は、その返落額で、もはや反対給付が予想されない定期債務についてその現在 価値で、また引当金については理性ある商人の判断に従って必要である金額の大きさ でのみ見積られなければならない。

- (2) 利用が期間的に制限される固定資産のような財産の場合には、取得原価あるいは製 作原価は,計画的減価償却分だけ減価されなければならない。計画によって取得原価 あるいは製作原価は、 財産の利用が 予想される 営業年度に 配分されなければならな い。その利用が期間的に限定されうるかどうかを問わず、固定資産のような財産の場 合には,決算日に帰属させるべき低価値で財産を評価することができ,価額が持続し て低価すると見込まれるとき, 特別の減価が行なわれうる。
- (3) 流動資産の場合には、決算日に取引所・市場価格から生じる低価額で当該資産を評 価するために減価されなければならない。取引所・市場価格が、固定せず、またもし

決算日に財産に帰属させられる価額を越えるならば、当該価額まで減価させなければならない。その他、必要であると認められるかぎり、近い将来にこの財産の評価価値が価値変動にもとづき修正されなければならないことを避けるために、理性ある商人の判断に従って減価をおこなうことが出来る。

- (4) 減価は、理性ある商人の判断の枠内で許される。
- (5) 第2項3文・第3~4項による低価値は、たとえそれについての根拠がもはや存在 しなくても保持されてもよい。

4. 商法第253条の規定について

今回の新商法典において,まず新しい点としては,1965年の株式法とEC第四指令の評価規定が新商法典に原則的に引き継がれており,さらにこれまでよりも商人に対する評価規定が明文をもって規定されたといわれる(注18)。 しかし,EC第四指令の規定する会社形態ではない非資本会社についての評価規定は,評価の下限(>0)と価額回復命令の欠けた規定となった。 これは個人商人と人的会社に秘密積立金の設定と取崩しの余地を与えることになり,このことは1937年株式法及び1965年株式法との比較で示される表 I でも明らかである(注19)。

ただし、一般評価基準については、EC第四指令の第33条に従った時価評価の会計思考は実現されず、取得原価と製作原価についての原則的な評価が引き継がれた。HGB第255条Iにおいて、商法上の取得原価の基本的概念の規定と取得原価の減少分についての控除が規定されている。

また新しい点として,法的に評価の一般原則が法的に明文化されていることが挙げられる^{注(20)}。すなわち,正規の簿記の諸原則(GoB)の重要な個々の原則ないし個別評価の規則の解釈に関しての指導原理が,これまでの単なる教科書的要素から法の要素へ変わった点である。その評価の一般原則として次のようなものが挙げられる。

貸借対照表一致の原則……開始貸借対照表と閉鎖貸借対照表における計上価額が一致しなければならない。

ゴーイング・コンサーンの原則……実際的事実又は法的事実に反すると きを除いて,企業の活動の継続が前提とされる。

法	1. 株式法	2. 株式法	百	5法典1985
規則	1937	1965	3.資本会社	4. 非資本会社
1. 適用領域	株式会社・ 株式合資会 社(§219 Ⅲ)	株式会社・株 式合資会社 (§ 278 Ⅲ)	株式会社・ 株式合資会 社・有限会 社(HGB 第3編第2 章)	個人商人・合名会社 (HGB 第3編第1章)組合(HGB§ 336 II)公開法による企業(公開法§5 I)
2. 上限価値としての取得原価	ある (§133)	ある (§153 I・§ 155 I)	ある (§ 253 I・ 279)	ある (§253 I)
3. 低価主義	ある (§§133)	ある (§§153-155)	ある (§253)	ある (§ 253)
4. 評価の下限価値 (>0)	ない (§133)	ある (§§153-155)	ある (§253.279 ISatz I)	たい (§ 253 IV)
5. 一時的な価値減 少の場合の有形固定 資産の特別減価償却	選択権 (§133 Nr. 1.2)	選択権 (§154 II Satz 1)	禁止 (§ 279 I Satz 2)	選択権 (§ 253 II Satz 3)
6. 過年度の価値減 少修正の場合の追加	選択権	選択権 (§§154 II Satz2,155 IV)	義務 (§ 280) (逆基準性に よって税法上 選択権でない かぎり)	

表 I-2 ドイツの財産評価規定の期間的展開

個別評価……資産・負債は決算日につき個別に評価されなければならない。

実現原則・用心原則とともに不均等の原則(注注)……未実現の損失は考慮するが、未実現の利益は考慮しない。費用・収益計上の基礎となっている収支時点からはずれた費用と収益の把握

実質的貸借対照表の継続性……評価方法の継続性(注22)

それに対して、貸借対照表合致の原則(全体利益=期間利益の総計)は、挙

げられていない。 表 I-2. において示したように、1985年の商法では資本会社と非資本会社とに 区別している。人的会社についての 評価規定は、 商法第 253条以下の規定に総括される。

HGB第253条の流動資産の評価規定については、これから述べる解釈が一般に認められているといえよう。HGB第253条第1項は、評価の上限として取得原価と製作原価の評価が認められる。第2段階では、固定資産グループ評価を含め評価の簡略化の手段が許される。しかし、この簡略化の手段は動産と取り替え財に制限される。第3段階では、取引所相場あるいは市場相場が低い場合には、価値の引き下げが義務付けられる。第4段階では、近い将来の価値変動を考慮するため、また税法上の減価償却可能性を利用するために、減価をしてもよいという選択権が生じる。第5段階は、前項に挙げられる減価の根拠が欠落した場合でも、生じた減価は取り消されてなくてもよい(注23)(評価維持選択権)。

これら、第253条の条文には、前に述べたように、人的会社・公開法による企 業と組合にたいして全ての財産に全く明白な評価の下限(>0)が明文をもっ て規定されていないことから秘密積立金が生じることになる。その結果,1937 年の株式法と同様に秘密積立金の設定が可能となった。また、第1項から第5 項に挙げられた価値評価は、「理性ある商人の判断」 に任されることになる。 このことが、 実務において 秘密積立金の設定に 如何なる制限の効果を 及ぼす かは今後の状況を待つことになった。資本会社に関しては、第4項は廃止され たと言われる。このことから人的会社における追加減価償却による秘密積立金 のような問題は生じないことになる。しかし、第253条の規定について問題な のは, 固定資産・流動資産における「計画外・臨時の償却をおこないまた評価 損を計上したが、このような切り下げを実施した根拠が消滅した場合、計上額 を原状にもどさなくてもよいとする規定が設けられている」(注24) ことである。 価額回復(die Wertaufhölung)を義務づける規定は,秘密積立金の設定を認 めるべきでないとする西ドイツ以外の加盟国の見解により指令に盛り込まれる に至ったが、これに関する規定は、減価償却資産についてしか効力を発揮した い形式で国内化された(注25)とされる。この点から,新商法にも,秘密積立金の

設定の余地が残される形となったといえるであろう。また、秘密積立金の設定 は、消極側の場合、過大評価によって可能であるが、法の条文ではそのことが 意図されていない(注26)とされる。 すなわち、 積極側の 場合の 第1項のように 「最高」(höchstens) は、消極側の場合の「最小」(mindestens) に相当し、 それが、HGB第253条 1.2 文に欠けている。 積極側の 「過大評価」は生じ ないが、「過小評価」は生じる。 他方、 消極側の mindestens が条文にないこ とから、「過大評価」は生じる。 とのことからも秘密積立金の設定余地が大い にあるといえよう。

そのほか、第253条は、負債の評価が返済額で評価されなければならないと いう点についての問題など問題多い規定となったが、特に、秘密積立金につい ての問題は残されたままになっている。

秘密積立金の設定・取崩しに対する反対理由として従来から挙げられている 主たる理由は,年度決算書を不明瞭にするという理由からである。

会計学者は、一般的に秘密積立金(特に、恣意性のある積立金)を否定的に 説明していた。その理由として、秘密積立金が設定されれば、年度決算書の表 示能力が著しく損なわれるということが挙げられている。そのなかで、動熊論 者、Schmalenbach は、恣意性ある秘密積立金の設定・取崩しによって年度決 算書の比較可能性が損なわれることを恐れている。

また、静態論者は、秘密積立金の設定を財産と資本の決算日における適正な 表示を阻害するという理由から否定している。 さらに、Schmidt は、 秘密積 立金が時価主義に完全に矛盾するものだと主張している。 多数の会計学者が、 秘密積立金について慎重な判断を必要とすると考え、恣意性のある秘密積立金 が否定されるべきことを述べている。従来から会計学者は, 年度決算書の不明 瞭性を理由に秘密積立金に反対している(注27)。

どの程度の 秘密積立金が 許されるべきかについての 決定が 法律に求められ る。しかし、この決定は困難であることから回避され、個々の財産価額計上の 評価規定に移行した。このことは、評価・償却方法の選択権を企業に委ねるこ とになった。この評価・償却方法の報告が義務づけられ、評価規定の主たる目 的である評価の継続性の原則による年度決算書の比較可能性が確保されなけれ ばならなくなった。これは、秘密積立金の設定・取崩しによる年度決算書の不明瞭性の打開策であった。

また、新商法の新しい会計規定において生じる秘密積立金は、商法第253条の評価規定によって規制されているにもかかわらず新しい動きがみられる。

- 1. 資本会社に関して新会計規定から生じる秘密積立金
- 2. 非資本会社に関して新会計規定から生じる秘密積立金
- 3. 新会計規定における選択権の拡張から生じる秘密積立金

以上のような秘密積立金について、付属明細書による公開が強調され初めるという新しい動きがみられる。

まず,秘密積立金の性質と意義について考察し,前述の3点について問題に したい。

Ⅱ 新しい秘密積立金問題

1. 秘密積立金の性質と意義

秘密積立金の設定は、健全な企業にとって将来のために備える会計政策としては最良の方法として考えられている。しかし、企業は、経営状況が悪い時期に秘密積立金の取崩しを行う場合が多い。取崩しにあたっては、リスクが伴うことから、取崩しに関する情報は、商法の枠内で設定される時よりも情報価値が高く、従って記載義務が重視される。それゆえ、秘密積立金の取崩しが、任意に行われる場合に限り、認識しやすいような明白な記載あるいは注釈義務が求められる(注28)。

他方,経営成績の良い企業は、無利子の納税猶予・支出能力の確保のために、年度決算書の年度利益を秘密積立金の設定によって、多かれ少なかれ減額しようとする。しかし、赤字経営の企業は、利益の平準化のため秘密積立金の取崩しを行っている(注29)。

秘密積立金は、自己金融にも役立ち、また安定した収益を継続的に報告するため、平準化の要因として会計政策に役立つ(注30)と考えられている。秘密積立金の意義については、さまざまな見解があり、各観点から整理すると以下の

表 II-1 秘密積立金の意義

	жи т <i>/</i>	砂台頃上金の息我	
経営経済学的機能 1. 自己と 恐慌 支 化 の 強 に か は の 強 に か は の 強 に か は の か が な に か が な か か で の 財 が の か か で の 財 の か で の 財 の し し も で か か で の 財 の か で の 財 の し し も で か き い	1. 直接外来主。 (主要の外来) (主要の外来) (主要の外来) (主要の外来) (主要の一个人工会) (主要的一个人工会) (主要的一个工会) (主要的一个人工会) (主要的一个工会)	益請求が削減される。 2. 実際決決、 (表別の実際との実際との表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	(チャンス) 1. 切りでは は できる。 2. かりでは は できる。 2. かりでは できる。 2. かりでは できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。
(注31)	(注32)	(注33)	負担を無視する。(注34)

ようになる (表Ⅱ-1)。

また、秘密積立金が具体的に把握できない非具体的な価値である以上、秘密積立金は、いかなる形で設定され、取崩されるかについて探究の必要があると思われる(表 $\mathbb{I}-2$ を参照)。

自動的な設定の(1)・(3)は、新商法 第253条 I から生じる 秘密積立金である。また、任意的な設定(5)は、第253条の低評価の根拠がもはや存在 しなくても、原状の価値維持を行ってもよいという維持選択権による秘密積立金の設定に該当すると考えられる。しかし、秘密積立金の設定は、GoB に 反して 行なえな

表11-2

自動的な (=秘密の) 設定 (1) 積極側における商法の (最高限の) 評価規定による発生 (取得原価主義) ① ② (2) 用心主義の枠内における評価誤謬に	自動的な (=秘密の) 取崩し (1) 過小評価された棚卸資産・有価証券・自己創設の特許権の売却など ③ ④ ⑤ (2) 前期に特別償却された減耗資産の
評価規定による発生(取得原価主義) ① ② (2) 用心主義の枠内における評価誤謬に	券・自己創設の特許権の売却など ③ ④ ⑤ (2) 前期に特別償却された減耗資産の
よる発生(確率の低い不利な引当金評価) ⑧ (3) 消極側における商法の(最小限の) 価値評価による発生(比較的高い評価) ⑧	過小の減価償却 ② (3) 償却済減耗資産の再利用 ② ② (2) ② (3) ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②
任意的な (=意識的な) 設定	任意的な(=意識的)取崩し
 (1) 棚卸資産と他の積極側項目の過小評価 ① ③ ⑥ (2) 要償却資産の場合の減価償却の耐用年数の見積りの短縮 ② (3) 高すぎた価値修正・引当金の記載⑥ ⑧ (4) 取り替え財への秘密積立金の付加 (5) 前期評価の維持 	 (1) 積極側項目の高評価 ① ② (2) 不必要な消極側項目の削減 ⑥ ⑧ ⑨ (引当金,価値修正など) (3) より低い時価における固定資産の増加・為替損失の消極側への計上 ① ② ⑦

いということも忘れてはならない。たとえば、積極側項目の省略・製作原価を 維持費用として処理する。架空の債務の評価・架空の引当金の評価などが挙げ られる。

他方,新会計規定において新たに生じる秘密積立金の取崩しについては任意的な取崩しの(3)が挙げられる。この(3)は、価額回復命令(第280条 I)に該当する。

秘密積立金の設定は、貸借対照表上(表II-3)に示されるように生じる。 秘密積立金の設定についての支払能力の影響・税負担の前後における分析は、 これからの新しい傾向と考えられる。

なかでも、取崩しについての付属明細書による報告は、新商法の会計規定に 規定されていないだけに、これから、実務上、秘密積立金の取崩しに関する公 開が侵透するかどうかこれから関心がもたれる問題である。

表11-3

		1							
		支払能力の影響							
		1983	1984	1985	否	短期	長期		
非償却有形固定資産	1	500	380	370	_		370		
要償却有形固定資産	2	50	50	60	_	30	30		
無形価値	3	-	<u> </u>		_	— .			
財務固定資産(投資)	4	_	10	10	_		10		
小 計 (1)		550	440	440	_	30	410		
棚卸資産	(5)	180	100	120		50	70		
債権/価値修正	6	20		20		20			
貨幣性流動資産	7	_	_	_	<u> </u>	.—	_		
小 計 (2)		750	540	580		100	480		
引当金	8	40	10	40	40				
その他の他人資本	9	10	_	_	_				
合 計		800	550	620	40	100	480		
収益税負担以前		600							
収益税負担以後		20							

(注) これらの金額のうちどれだけの金額が、そのつど記載される期間損益結果に影響を及ぼすか、損益計算以外の純粋な価値変動であるかなどについて確認されなければならない。また、それは、収益計算に際しても考慮されなければならない。ここでの、実際投資された資本は、測定された秘密積立金プラス会計上記載された資本を含む。

2. 新しい会計規定から生じる資本会社についての秘密積立金

Moxter は、今回の新商法の規定に当って、秘密積立金の設定により利益分配が縮小されてはならないとして、利益制限禁止の会計原則を挙げている。ここで秘密積立金の設定が如何なる形で行なわれるかについて次の四項目を挙げている。

- ①積極側計上項目の削除(積極側には計上能力がある項目と計上が義務付けられている項目とさらに計上に選択権が与えられている項目とがあるが,選択権によって計上される項目は秘密積立金の設定のため計上されない場合が多い。)
- ②積極側項目の過小評価

- ③架空の消極財の計ト (架空の負債計ト)
- ④消極側項目の過大評価 (注36)

これら四つの項目により、1965年の株式法よりも新商法においては積極側へ の計トに選択権が与えられている項目が減らされている(有償取得の無形資産 など)(注37)。このことからは秘密積立金の設定の余地が狭められたといえよう。 しかし精極側への計上に選択権が与えられる項目と消極側の計上に選択権が義 務付けられている項目については秘密積立金の設定余地が与えられたことにな る。その典型的なものの一つに、前述した繰延税が挙げられる。すなわち、商 注第274冬において、資本会社の繰延税についての会計処理が規定されている。 これまで、 商事貸借対照表の利益と税務貸借対照表の利益とがそれぞれ異なっ ていたことから、税法規定による租税費用が商法上の年度利益に適合しなかっ た。このことが、新たに修正され、税法規定により課税される利益が商事貸借 対照表の利益よりも少ないため租税費用が過小である場合には, 商法上追加租 税費用が認識されなければならず、またその金額は商事貸借対照表に納税引当 金として消極側に計上されなければならない。それにたいして, 税法規定によ り課税される利益が商事貸借対照表の利益よりも多いため租税費用が過大であ る場合には、商法上の租税費用は削減でき、その金額は積極側の計算限定項目 に計しされてもよいという選択権が与えられている。この規定は、利益配当の 制限と結び付く。この点に、新しい会計規定に秘密積立金の規制をみる^(注38)反 面、他の規定では秘密積立金の容認が見られるのである。また秘密積立金の設 定の余地は、 商法第253条の評価規定から 非資本会社についても見られる。次 に、非資本会社における秘密積立金問題を取り上げてみたい。

3. 新しい会計規定から生じる非資本会社についての秘密積立金

前述の表 I-2. において、非資本会社はEC指令の規定に該当しない会社であるため、今回の商法改正における秘密積立金の規制と関係のある評価の下限価値の規制は行なわれないことになった^(注39)。そのため秘密積立金を規制する方法としてどのような方法が考えられるかが問題になる。

秘密積立金は、一方では、かつて堅実な会計処理の典型として 認められた

が、他方では、危険な操作・詐欺の典型として批判された。意識的な秘密積立 金については、債権者保護への影響を考えて批判される。というのは、企業の 収益力のない時点に内密に取崩されるのが常であるからである。それは、正規 の企業活動から生じた利益ではなく企業の資本から生じた利益であり、企業の 不良の進行は、取崩されるまで外からは目に見えず、ついに必要な処置が手遅 れになり 気づいたときには 企業の状況の 改善はもはや手遅れ となるからであ る。しかし、他方では、 積立金政策は、 完全に反対されているわけではない。 内密になされることに反対される。立法者は、秘密積立金の設定についての言 い分を考慮して、非資本会社については従来どうりの範囲の設定を認めた。第 253条第1項の評価規定は、最高価額の評価規定と考えられる。そのため、財 産価値が上昇した場合には、従来どうり必ず秘密積立金が生じる。このような 必然的な積立金は、設定されるのではなく価値上昇の結果として法律上生じる のである。それと同時に下限価値も生じるが、個人商人・人的会社についての 評価枠は、 下限へ開放され るのではなく 成文化されているか 否かにかかわら ず GoB に従って充足されるべきだと考えられる。このことから、会計処理に おいて価値を 評価する場合に 多種多様な評価方法 があるため 第四指令によっ てもこれまでとは何等変わらず,用心の観点の下での見積積立金(die Schatzungsreserven) は、将来においても殆ど避けられないであろうとされる。ま た, それと同時に商人にとって, 従来の見積・評価・減価・維持選択権は, 自 由裁量による積立金の設定のため全くこれまでとは何等変わることなく意のま まになるのである。

これまでの株式法の評価と異なるのは, 積極側への記載義務が, 材料費・製 造費及製造特別費に法律で限定している点である。これまでの株式法の積極側 への記載義務は、GoB に従って判断されるという点では 会計政策上の 余地は 著しく広かったといえる。そしてこの会計政策上の余地を制限するものは, 評 価の継続性の原則の命令であり、これをどのくらいの範囲で認め、例外の領域 をどのくらい認めるかに関わっていた。 これまでにない新しい 第253条第4項 の条文によれば、第253条2項~3項に従った計画減価償却・計画減価償却を 越えた追加減価償却が行なわれなければならない。もちろん理性ある商人の判

断の枠内に認められるかぎり許されるというのであるが、もし、この限度が追加減価償却を越えるならば、法によって恣意性の積立金を保証することは意味がなくなる。これまで述べてきたことからも、「理性ある商人の判断」という判断基準は重要であるが、Dietrich は、次のように解釈している、「理性ある商人の判断」の概念は新しいものではなく、また内容が曖昧であり、そのため弾力的な多機能から解釈が必要になる。しかし、その反面臨機応変の「ある枠組」をも提供する。その場合、適切な決定は「商人の理性」によって支えられなければならないということが恣意性のない根拠のしっかりしたものといえよう。個々の価値対象物自体が、根拠のある価値減少したという事実について第253条第2項・3項に従った減価によって考慮され、引き続き第253条第4項の減価償却・計画的減価償却・計画外減価償却を越えて許されるならば、追加減価償却は「理性ある商人の判断」にのみ依拠すべきであることが法律委員会で強調されている。この場合この追加減価償却が客観的に関連づけられなければならないことは明らかである。

追加減価償却について理性的であるかどうかについての決定に際し、ほかの 積立金が考慮されなければならない。また、固有の財産と収益状況についての 商人の自己欺瞞は、企業の利益とまた商人の理性にも反している。そこで、商 人は、適正な方法による秘密積立金の展開と状況について外観性を与えること を確保することが義務づけられている。

人的会社における秘密積立金の設定についての規制

個人商人とは異なり人的会社は、会社法(共同出資者との関係から生じる)という秘密積立金の追加的な制限がある。あらゆる種類の秘密積立金の設定は、帳簿上の期間損益を縮小して個々の出資者の利益に食い込む。そのため、実務上、秘密積立金は協定された責任負担を越えて間接的に過大の責任負担を負うことになる。しかし、法の自由裁量の余地或は選択権を制限する特定の会計処理規定や評価規定について出資者が取り決めを行なうことについてはまだ放置されたままである。それに変わるものとして、会社契約(die Gesellschaftvertrag)が製造原価を決定する場合、商法よりも厳格な税法の評価規定が適用されなければならないこと、さらに秘密積立金の設定には、税法上認めら

れていない場合に限り出資者の同意の決議が必要であるということなどが指摘 されている。

公開義務のある会社の 秘密積立金の 設定についての 規制(注40)は、 会社契約 上、恐らく資本会社に関しての会計処理規定と評価規定に近づくであるう。と のような観点の下で作り上げられる会社契約は、紛争の原因を予め避けるとと に役に立つと考えられる。たとえ、会社契約で会計処理と会計評価について規 定されていなくても、会計処理を行なう者が、自由裁量の下でまた、拘束的な 影響を受けながら、会計処理に参加しない社員(出資者)にたいしても、秘密 積立金を設定することは原則上正当と見なされる。自由裁量を行なう際には, 会社の国家に対する忠誠義務とそれから生じる用心の命令が考慮されなければ ならない。そのことは、個々の社員(出資者)を対象とする作成に対しても、 **積立金設定で追求される企業利益の公平な検討を意味している。秘密積立金の** 設定は, 国家忠誠の下で, 企業の利益と社員(出資者) の利益において設定さ れるべきだとする。

Dietrich によれば、所得税法第5条第1項に従って、知ってのとおり、商 法上の会計処理は、原則上課税ついて基準となっているが、もちろんこれは、 税法が見積・ 評価について詳細な 規定をしていなかった ときに 限り認められ る。そのため、税法の見積・評価に対する積立金についての影響は、商事貸借 対照表に対して明らかに制限的である。

今回の新商法によって堅実な会計政策について自由裁量の余地が十分残され ているが、会計処理者にとって許可されるものを正確に把握することは簡単な ことではない。しかし, 秘密積立金について人的会社に会社契約を再検討する きっかけを会計指令法は与えてくれたという面があると考えられている。

これまで、新商法の会計規定において生じる非資本会社の秘密積立金を扱っ てきた。そこで新会計規定のもとで,会計処理上,新商法の会計規定によって 秘密積立金がどのように生じるかを考察しよう。

3. 秘密積立金の設定余地

ある目的をもった会計政策の枠内で、 どれだけ 利益が最大限に 記載される

か, またどれだけ 利益が 最小限に 記載されなければならないかについて, 時 折, 関心が持たれる。この利益表示の金額の変化は, 会計政策上の選択権(積 極側と消極側の 計上の選択権・評価見積の選択権) の導入によって生じる。 1965年株式法の政府草案によれば, 秘密積立金の制限の程度をめぐる議論も, 最終的には,制限の程度は決定されず,評価・会計方法の選択権の容認へと移 った。現在の会計処理において利益を最小限に記載するかあるいは最大限に記 載することは選択権によって左右され, この選択権が, 秘密積立金の設定に 著しく関係している。そこで, Walter-Schneider (シットガルトの 職業研究 所)の実際の会計処理の例による利益記載についての分析を取り上げた(数字 は,千マルク単位で示されている)(注41)。

(1) 当該年度において200千マルクの年金支払いが行なわれた。 それは年金 引当金の勘定へ記帳された。仮の残高勘定における年金引当金の残高は,4000 マルクで示されている。他方,開始貸借対照表における開始残高勘定の年度利益は,4200千マルクとなった。保険料経理の見積りと1987年1月1日以前の旧契約に関して与えられている評価の余地に基づき,閉鎖貸借対照表には年金引当金が,最小限3920千マルクで,最高限5400千マルクで見積もられる。また,その中間の評価が可能である。会計政策の枠内で決定されるべきことは,どのくらいの価値で評価されるべきかであり、4000千マルクの帳簿価値が記載されうる。その結果,仮の利益残高への影響はなく,帳簿の締め切りは必要でない。もし,出来るだけ利益を小さく記載しようとするなら,5400千マルクを消極側に記載することができる。これは,仮の利益残高が1400千マルクだけ減ることになる。帳簿の締め切りには,次のように記載される。

年 金 費 用 1400 年金引当金 1400

もし利益を最大限に記載しなければならないならば、最小限3920千マルクを 消極側に記載される。仮の利益残高は、80千マルクだけ上昇する。帳簿の締め 切りは次のように記載される

注(42)

年金引当金 80 年金引当金取崩益 80

(2) 火災損失積立金(損害補塡積立金)

当該年度の2月に倉庫を焼失した。 その帳簿価格200千マルクとなった。 保

除賠償額500千マルクは次のように記載された。

秘密積立金は、一方では、かつて堅実な会計処理の典型として認められた

当座預金 500 (その他の流動資産) 十地・建物 200

臨時収益 (保険差益) 300

倉庫の再建が、近年計画されている。所得税法第35条によれば、さらに課税される積立金へ選択的に300千マルク記入しうる選択権がある。商事貸借対照表においてはHGB第247条第3項に従ってこの選択権を用いることができる。それは、HGB第273条によって資本会社についても適用される。というのは、逆基準の原則が火災損失積立金について適用されるからである。もし、出来るだけ利益が小さく記載されるなら、次のように記載されなければならない。

臨時収益 300 (保険差益)

特別項目にかかわる

300

積立金

仮の利益残高は、300千だけ減少している。結果は、表 I に示される。

(3) ロボットの製造原価

完成品について万能ロボットが最初に開発された6月16日に操業開始された企業慣例の耐用年数は、減価償却表によれば8年となる。また商法上、6年の耐用年数あるは40%の逓減減価償却率が見積られうる。これまでの帳簿におけるロボット製造は、もはや考慮されないままである。製造原価は、HGB第255条第2項によれば次のようになる。

	Ŧ	下限	上限
	税務B/S	· 商事B/S	HGB/S t B
材料費	200	200	200
材料共通費	20		20
完成賃金	300	300	300
完成共通費	450		450
製造特別費	50	50	50
管理共通費		_	102
製造原価	1020	550	1122

減価償却の計画について次のような可能性が生じる。

利益が少なく記載されるべきならば、全体年度規則 (die Ganzjahresregel) (所得税法第43条第7項) に従って斬次に減価償却される。 従って、 次のように貸借対照表には生じる。

- 四	商事B/S		税務B/S
#	设造原 価	1	122
/	/減価償却		
8	3年定額法		82
Ε	3/S評価	1	040
下限	商事B/S		
隻	设造原価	. !	550
/	/減価償却		220
4	0%低率法	-	
Ε	3/S評価		330
下限	税務B/S		
隻	是造原価	10	020
/	/減価償却		
3	0%(最高,	;	300
亨	行得税法第7多	Z K	
第	3項に従って	て)	
E	3/S評価	-	714

利益が出来るだけ高く記載されるべきなら、ロボットは1040千マルクで貸借 対照表に記載される。そして、帳簿締め切りとして次のように記帳される。

機 械 1122 積極側計上の自己給付からの収益 1122 減価償却 82 機 械 82

仮の利益残高は、1040千マルクだけ高められる、利益 (商事貸借対照表)が、低く記載されるべきならば、ロボットは330千マルクで貸借対照表に記載される。帳簿締め切りは次のようになる。

機械 330 積極側へ計上した自己給付からの収益 330

減価償却 220

機 械 220

仮の利益残高は、330千マルクだけ高められる。

(4) 財務資産(有価証券)

干マルク	取得原価	帳簿価額	時 価
Daimler 株	300	200	500
Thyssen 株	200	200	150

利益記載を縮小するためには、次のように評価される。

Daimler 株 200 (HGB第280条第2項と結び付きHGB第253条第5 項の評価の維持)

Thyssen 株 150 (HGB第279条第1項2文と結びつきHGB第253条 第2項3文による減価選択権)

350 千 DM

仮の利益記載残高は、50千マルクだけ減少するであろう。帳簿締め切りは次 のように記載される。

価 50 減

財務資産

50

利益記載を最大化にするためには、次のように評価される

Daimler 株 300 (取得原価に至までの減価)

Thyssen 株 200 (減価選択権の枠内における維持)

500

仮の利益残高は、100千マルクだけ上昇した。 帳簿締め切りは、次のとおり である。

財務資産 100 財務資産への付加からの収益

100

その結果は、表 I へ記入されている。

(5) 年度開始に、8000千マルクについて5年の過程における銀行借り入れが 新たに記入された。割引は、5%となり支払いは95%となった。支払いは、次 のように記入される。

当座預金 7600

銀行借入金

7600

別の記帳は起こらない。

HGB第253条第1項1文に従って、債務は、その返済額で評価されなけれ ばならない。ここで、8000千マルクの債務として、その割引は、HGB第250 条3項に従った選択方法で計算限定項目として積極側に計上されるが、その場 合. 差額は、年々計画的に 減価によって 償却されなければならない。 要する に、次のような可能性がある。

利益の記載を最小にするには次のように記帳する

利子費用

400

銀行借入金

400

仮の年度利益は、400マルクだけ減少している。

利益の記載を最大化にする場合に、次のように記帳される。

積極側計算限定項目 400

銀行借入金

400

減 価

80

積極側計算限定項目

80

仮の年度利益は、80千マルクだけ減少する。税法上、これは、唯一の容認さ れた解決である。結果は、一覧表(表 I)の通りである。

利益の記載を最小限にしようとするならば、仮の利益残高は、さらに、1820 マルク (4200-1820=2380) だけ減少する。それに対して、利益の記載を最大 限にしようとするならば、仮の利益残高は、4200+1140=5340千マルクにおい て1140千マルクだけ増加する。利益記載の政策についての余地は、要するに、 総計5340-2380=2960千マルクとなり、その際にこの金額は、そのつど総計で 認められなければならない。というのは、その金額によって年度利益の他に指 益に関係する費用も変えられるからである。会計政策上の手段は、損益に関係 する費用を考慮するまえに, 仮の年度利益(V)が変化する。そのうち, この 例において法人税(K)と営業税(G)が、考慮されなければならない。金額 の大きさの間には、次のような関係が見られる。

> $\ddot{U} = 0.3667 \cdot V + 468.75$ $V = 2.7270 \cdot \ddot{U} - 1278.29$

 $G = \frac{1}{6} \cdot V$

 $K = 0.4667 \cdot V - 468.75$

前述の5ケースの事象に潜んでいる会計政策上の余地に基づき利益の記載の

下限と上限を決定するために、全ての手段を自由にできる。 仮の残高勘定に 1400 千マルクの 法人税に おける 前払いと 314 千マルクの 営業資本税(die Gewerbekapitalsteuer)における前払いが含まれる(例えば、400 千マルクの 営業税の前払い /86 千マルクの営業資本税) この金額を仮の利益残高に加えられるならば、何等かの帳簿締め切りの 処置を行う前に 仮の年度利益が 得られる。 どの場合においても一定の帳簿締め切りがさらに必要になるので、もう一度 1820 千マルクをそれから控除する。もし、すべての帳簿締め切りに際して利益を最小限にする 可能性が 保証されるならば、 仮の利益残高は、 その分だけ (1820 千マルク)減少させることができる(表 1 参照)。

	見積商事貸借対照表 A B		見積に際し 利益残高の		A評価を基準 とする利益記	注 釈 (税務貸借対
Nr.	1	利益最大限記載 上限消極側 下限消極側	A B		載政策についての余地 BーA	照表における他の評価)
1	5,400	3,920	-1,400	+80	1,480	_
2	300	0	-300	0	300	
3	330	1,040	+330	+1,040	710	見積税務 貸借対照表 最小 714
4	350	500	-50	+100	150	
5	0	320	-400	-80	320	見積税務 貸借対照表 最小 320
			-1,820	+1,140	2,960	

表 I 利益記載政策のための会計政策上の余地についての一覧表

その場合,利益記載の最小限化(V_{min})に際して仮の年度利益が得られる(表IIを参照)。もし,利益記載の政策の全体的な余地がそれに加えられるならば、利益記載の最大限化(V_{max})に際して,年度利益が得られる。

残高勘定の仮の利益残高4200+ V Z 法人税+1400+ V Z 営業税+ 314- 利益最小限化に際しての帳簿締め切りによる変化締め切りによる変化-1820

表Ⅱ 利益最小限の記載

勘定/項目 千マルク	仮の	D残	高勘定			帳簿	締め	切り		閉鎖	逍残	高勘	定
物化/切口	借	方	貸	方	Nr.	借	方	貸	方	借	方	貸	方
生 営無 財棚 取 で 積 資積 で な	16, 8, 1,	000 000 400 600 000 200 200	5,(2,(000			550		220 50	2, 16, 8,	,000 ,330 400 550 ,000 ,000 ,200 200	6 5 2	,000 ,000 ,300
年 金 引 当 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 流極側計算限定項目		7 1100 100 100 100 100 100 100 100 100 1	4,0 10,0 2,9	000	1 6 6 5			. 1,	,400 42 368 400			10	,400 410 ,400 ,900 300
合計 積極側/消極側	34,	400	30,2	200			550	2.	,780	34,	680	32	,710
(仮の)利益残高/ 年度利益			4,2	200				2.	,230			1	, 970
売 上 高 その他の収益 積極側計上の自己給付 からの収益			120,0 1,0	000	2 3		300		550			120	,000 700 550
材料 · 商品仕入 従 業 員 費 減 価 償 却 費	66, 40,				1 3 4	1	,400 220 50			41,	000 400 470		
利 子 費 用 税・その他の費用		600 000			5 6 6		400 42 368				000 410		
合計 費 用/収 益	116,	800	121,0	000		2	,780		550	119,	280	121	,250
仮の利益残高/ 年 度 利 益	4,:	200						2,	,230	1,	970		

利益記載の最小限化に際して

の一時的な年度利益(Vmin) 4094

+ 利益記載政策の余地 +2960

利益最大限化に際しての一時

的年度利益(Vmax)

7054

利益最小限化を行なうとするならば、次のような年度利益の記載の下限が公 式に基づき得られる。

 $\ddot{U} = 0.3667 \cdot 4094 + 468.75 = 1970$

(完全に正確な計算を行なう際に、場合によってはもっと異なった 商事貸借 対昭表と税務貸借対昭表の食い違いが考慮されなければならないが、それに概 観性を与えるために放棄せざるをえない。)

最小限1970千マルクの年度利益を記載しなければならない。それに関する5 の事象は次のようになる。

(1)	従業員	員費	1400	年金	引当金	1400
(Person	nalaufwand)				
(2)	臨時心		300	特別工	頁目にかかわる	300
(保険差	益)		積立金	金	
(3)	機	械	550	積極個	則への計上の自己	550
				給付	からの収益	
	減価償	賞却	220	機	械	220
(4)	減	価	50	財務	資産	50
(5)	利子暨	費用	400	銀行	告入金	400
(6)	納税引	当金についての帳簿	締め切り			
	法 人	税	42	納税	引当金	42
	K=0	,4667 · 4094 — 468,75	-1442			
	7	当金;1442-1400(前払い=4	12)	•	
	納税引	川当金				
(7)	営 業	税	368	納税	引当金	368
	G=1,	$/6 \cdot V = 1/6 \cdot 4094 =$	682			

引当金;682-314(前払い=368)

それに対して、利益記載の最大限化を行なおうとするならば、次のような年度利益が得られる(表Ⅲを参照)。

 $\dot{U} = 0.3667 \cdot 7054 + 468.75 = 3055$

全ての会計政策上の可能性を用いて、年度利益を最大限3055千マルクで記載することができる。それは、上述の計算された下限よりも1085千マルク多い。

5の事象に際して帳簿締め切りは、次のようになる。

(1)	年金引当金	80	年金引当金取崩益	80
(2)	-		•	
(3)	機械	1122	積極側へ計上された	1122
			自己給付からの収益	
	減価償却	82	機械	82
(4)	財務資産	100	財務資産の増加からの	100
	·		収益	
(5)	積極側計算限定項目	400	銀行借入金	400
	減 価	80	積極側計算限定項目	80
納税引	当金についての帳簿締め	切りは,次の	のようである。	
(6)	法人引当金			
	法人税	1423	納税引当金	1423
	$K = 0.4667 \cdot 7054 - 468,7$	75 = 2823		
	引当金;2823-1400(前	払い) =142	23	
(7)	営業税引当金			
	営業税	862	納税引当金	862
	$G=1/6 \cdot 7054=1176$			
	引当金=1176-314(前担	ない) =862		

利益の最大限化に際して最終的な残高勘定は、帳簿締め切りに基づいて完成 一覧表(表III)に示される。

年度利益に約2300千マルクが記載されると仮定するとしよう。

2300千マルクの年度利益に適合するには、4994千マルクの前年度の利益となる

表Ⅲ 利益最大限の記載

The market fill the last the second of the s								
勘定/項目 千マルク	仮の残	高勘定	帳簿締め切り			閉鎖残高勘定		
	借方	貸方	Nr.	借方	貸方	借方	貸方	
土地·建物	6,000					6,000		
営業設備・機械	2,000		3	1,122	82	3,040		
無 形 財	400					400		
財 務 資 産	600		4	100		700		
棚卸資産	16,000					16,000		
取引先債権	8,000	ļ				8,000		
その他の流動資産	1,200					1,200		
積極側計算限定項目	200	1	5	400	80	520		
資 本 金 積 立 金		6,000					6,000	
積 立 金 その他の積立金		5,000					5,000	
年金引当金		2,000		00			2,000	
		4,000	1 6	80	1,423		3,920	
納 税 引 当 金			6		862		2,285	
長期銀行借入金		10,000	5		400		10,400	
商品仕入債務・その他の消極財		2,900					2,900	
消極側計算限定項目		300					300	
合計 積極側/消極側	34,400	30,200		1,702	2,847	35,860	32,805	
(仮の)利益残高 年度利益	·	4,200		1,145			3,055	
売 上 高		120,000					120,000	
その他の収益		1,000	4 1		100 80		1,180	
積極側計上の自己給付 からの収益			3		1,122		1,122	
材料・商品仕入	66,000					66,000		
従 業 員 費	40,000					40,000		
減 価 償 却 費	2,200		3	82		2,282		
利 子 費 用	1,600		5	80		1,680		
税・その他の費用	7,000		6 6	1,423 862		9,285		
合計 費 用/収 益	116,800	121,000		2,447	1,302	119,247	122,302	
仮の利益残高/ 年 度 利 益	4,200				1,145	3,055	,	

 $V = 2.7270 \cdot 2300 - 1278, 29 = 4994$

利益記載の最大限化に際して、V=4094千マルクとなる。その結果、900 千 マルクの効果を伴う選択権が、利益記載の最小限化を前提として用いられなけ ればならない。

4994 - 4094 = 900

少なくとも、900千マルクの金額を得るために様々な余地を合わせて用いる ことができる。しかし、その処置が分離できないなら900千マルクになること はない (個別評価の原則から)。

利益記載の最小限化を前提として

	(5)17	こついて、割引 (Disag	rio)が,	積極側に記載される	+320		
	(2)10	こついて,火災損失積が	Z金(損	害補塡積立金を設定しない)	+300		
	(1)10	こついて,5120千マルク	の年金	引当金が消極側に計上される	;		
		5400-5120=	=		+280		
	4	計(△V)			900		
5 0	事象	やに際しての帳簿締めり	刃り;				
	(1)	従業員費用	1120	年金引当金	1120		
	(2)						
	(3)	機械	550	積極側へ計上された	550		
				自己給付からの収益			
	(4)	減価償却	220	機械	220		
	(5)	積極側計算限定項目	400	銀行借入金	400		
		減価	80	積極側計算限定項目	80		
納税引当金についての帳簿締め切りは、次の通りである;							
	(6)	法人税引当金					
		法人税	462	納税引当金	462		
$K = 0,4667 \cdot 4994 - 468,75 = 1862$							

(7) 営業税引当金

引当金=1862-1400(VZ)=462

表Ⅳ 2,300マルクの利益記載

	201V Z	,300 ¥ N		L-1 TITTE HCT-426			
勘定/項目 千マルク	仮の勘定残高			帳簿締め	切り	閉鎖残高勘定	
BIJCE AL TON	借方	貸方	Nr.	借方	貸方	借方	貸方
土地·建物	6,000					6,000	
営業設備・機械	2,000		3	550	220	2,330	
無 形 財	400					400	
財 務 資 産	600		4		50	550	
棚卸資産	16,000					16,000	
取引先債権	8,000					8,000	
その他の流動資産	1,200	1				1,200	
積極側計算限定項目	200		5	400	80	520	
資 本 金		6,000					6,000
積 立 金		5,000			,		5,000
その他の積立金		2,000	i				2,000
年金引当金		4,000	1		1,120		5,120
納税引当金			6		462 518		980
長期銀行借入金		10,000	5		400		10,400
商品仕入債務・その他の消極財		2,900					2,900
消極側計算限定項目		300					300
合計 積極側/消極側	34,400	30,200		950	2,850	35,000	32,700
(仮の)利益残高/ 年度利益		4,200		1,900			2,300
売 上 高		120,000					120,000
その他の収益		1,000					1,000
積極側計上の自己給付 からの収益			3		550		550
材料・商品仕入	66,000					66,000	
従 業 員 費	40,000		1	1,120		41,120	
減価償却費	2,200		4	50 220		2,470	
利 子 費 用	1,600		5	80		1,680	
税・その他の費用	7,000		6 6	462 518		7,980	
合計 費 用/収 益	116,800	121,000		2,450	550	119,250	121,550
仮の利益残高/ 年 度 利 益	4,200				1,900	2,300	

堂業税

518

納税引当金

518

 $G = 1 / 6 \cdot 4994 = 832$

引当金=832-314(VZ)=518

2300千マルクの年度利益の記載について、表Ⅳに示される。

ここでは、仮の残高勘定において年度利益が4,200千マルクとなる5つの取引事象は、新商法の会計規定と税法の規定(逆基準性の原則)に従って会計処理が行なわれている。この例示された会計処理は、新商法・税法に従った合法的な会計処理である。しかし、規定における選択権によって年度利益は、最小限1,970千マルク、また最大限3,055千マルクの利益を記載できることが示されている。また、あらかじめ利益が決定され、その利益に会計処理を適合しうることが示されている。これは、年度利益表示がいかに弾力的であるかを示し、この弾力的な利益表示は秘密積立金政策に影響を及ぼしている。

Ⅲ 秘密積立金と公開

1965年株式法の委員会報告書によれば、秘密積立金の設定の制限程度についての決定が放棄され、個々の財産評価価額に目が向けられることによって、評価・償却方法の選択権が企業に委ねられることになった。これは、前述したとおりである。

1985年新商法では,1965年株式法で初めて認められることになった評価・償却方法の選択権とは他の選択権が,新しい会計規定にみられる。そのうち,貸借対照表計上の選択権は,新商法ではEC指令との調整により主として貸借対照表計上義務となり,企業の会計政策の余地が著しく狭められたとされる。しかし,前述された繰延税の会計処理のような新しい会計規定は,会計政策(注41)の余地を狭めているとはいえない。その他評価方法(die Bewertungsmethoden)・見積(der Ansatz)・維持(die Beibehaltung)の選択権は,今回の商法改正にあたり会計政策の余地を与えている。

Rainer によれば、秘密積立金の設定と取崩しは、評価の選択権と見積の選択権によって可能となる(注43)。さらに、新商法における維持選択権は、より一

層秘密積立金の設定と取崩しに関わってきている。

まず、評価の選択権は、一般に、評価方法の継続性の原則によって利益操作 を制限できると考えられている。しかし、Baetge によれば、評価方法の選択 権は, すでに文献では一般に認められているが, 会計実務では, 全員一致で受 け入れられているのではなく,また適用されていない(注4)と述べられている。 また、新商法の第252条においても、評価方法の継続性の原則は、強行規定 (die Muß-Vorschrift) として規定されず、当為規定 (die Soll-Vorschrift) として規定された (...Soll" heißt "Müssen", wenn "Können")。つまり、当 為規定とは、ほとんど拘束力がなく、第252条第2項に従って決律ト規定され ている根拠のある例外の場合には、評価の方法が評価の継続性から離反しても よいことになる^(注45)。このことから、評価の選択権は、評価方法の継続性の原 則によって会計政策の余地を完全に狭めることはできない。

また、見積の選択権には、引当金の見積・減価償却の耐用年数の見積等があ る。このような見積は、客観的に行なおうと努力しても、主観的な要素は排除 できない。また、製作費用と維持費用との区別についても、主観的な影響は排 除できない^(注46)。

以上のような評価・見積の選択権は、正当な法の枠内で行なわれる会計政策 である。そのため、このような選択権に新商法では、付属明細書による報告が 義務付けられている。

さらに、Baetge によれば、新商法において新たに生じた維持選択権は、秘 密積立金の設定と取崩しを可能にするので、価額回復の強制によって規制でき ない秘密積立金の設定と取崩しが、阻止されなければならない(注47)。非資本会 社については、HGB第253条第2項~4項に従って計画外減価償却による財 産の低い価値評価が可能である。第5項において、非資本会社は、低い価値評 価の根拠がなくなっても低い価値を維持できる。秘密積立金の設定は回避でき ない。他方、資本会社については、HGB第253条第2~4項による低い価値 評価は、HGB第280条 第1項に従って 固定資産の価値を価額回復命令によっ て原状にもどさなければならない。 そのため, 秘密積立金の 設定は 制限でき る。しかし、HGB 第280条第2項に、商事貸借対照表において税法と同じ会

計処理が行なわれる場合にのみ、税法上の評価の選択権が用いられてもよい。 また、商事貸借対照表と税法が同じく低価値で評価される場合にのみ、税法上 の貸借対照表の低評価が維持されないしは継続されうる^(注48)。

価額回復の義務は、秘密積立金の設定に反対する西ドイツ以外の加盟国の見解によって盛込まれた(注49)と言われている。しかし、第253条第5項によって、価額回復を行なわなくてもよいことになる。そのため、価額回復を行なわないときには、金額を附属明細書に公開しなければならない。このように、秘密積立金の設定余地が与えられる会計処理は、付附明細書による公開が求められている(注50)。

新商法の特徴として、公開の拡張が挙げられる。特に、Chimelewiczによれば、付属明細書による公開が重視される傾向がある。今回の新商法において、付属明細書は、貸借対照表と損益計算書と同等の地位が与えられている^(注51)。

Werner によれば、これまで西ドイツは、財務諸表の公開を株式法第149条第1項2文に従って行っていたが、EC第四指令との調整のため、年度決算書に正当性 (die Richtigkeit) が求められることになり、株式法第149条第1項2文による年度決算書の公開は、EC加盟国から反対された、結果的に、企業は、株式法第149条第1項2文を越える範囲の企業の財産・資金・収益状況を伝達しなければならないことになった(注52)。

そこで、新商法は年度決算書が企業の財産・資金・収益状況の真実かつ公平な概観(又は写像)(注53)を伝達しない場合には、法律はその旨を付属明細書で公開しなければならないとした。

また、Niehus によれば、付属明細書の公開が重視される結果となった背景には、EC諸国間における統一的公開に向けての妥協の産物としての役割を付属明細書が果たした(注54)ととが述べられている。付属明細書は、ある部分は、これまでの営業報告書を継承しているが、新商法において、新たに報告義務が与えられた記載事項からなる。しかし、付属明細書は、営業報告書ではない。すなわち、Wernerによれば、「付属明細書は、年度決算書の一部であるが、営業報告書は、年度決算書の一部ではない」(注55)。また、Niehus によれば、「付属明細書は、ドイツの営業報告書とアメリカの財務諸表の注記との折衷物であ

る」。それとともに、貸借対照表と指益計算書が、企業の財産・収益・資金状 況について出来るだけ正確な概観(又は写像)を伝達するために絶対に必要な 道具(tool)として(注56)考えられている。

付属明細書の記載事項は、以下の3つ(a)(b)(c)の規定から構成される。 個別財務諸表の付属明細書についての記載事項(注57)

- -(a) HGBにおいて付属明細書についての規定(HGB第284条以下)
 - (b) ト記以外に、資本会社についてのHGBにおいて分散して列挙さ れてた付属明細書についての規定
- └─ (c) HGB以外の株式法・有限会社法に規定されている付属明細書に ついての規定
- (a) 付属明細についての規定 HGB第284条Ⅱ
 - ①貸借対照表計上方法と評価方法の報告
 - ②涌貨換算基準についての報告
 - ③例外の貸借対照表計上と評価方法についての報告と理由(特に、HGB 第252条 I に従った原則の例外) さらに、 財産・資金・収益状況への影 響についての説明
 - ④グループ評価あるいは消費継続仮定(例えば、Lifo) に際して、取引所 価額あるいは市場価額について著しい差額が生じた場合、一括した差額 の報告
 - ⑤製造原価への他人資本利子の算入についての報告 付属明細書についての追加規定 HGB第285条参照
- (b) 付属明細書についての別規定(記載義務)
 - ①年度決算書が、実際上の関係、すなわち真実かつ公正な外観を示してい ない場合には、追加情報(第264条Ⅱ)
 - ②時の経過における分類の変更についての報告と根拠(第265条 I)
 - ③前年度の数字が比較しえないか或るいは適合しない程度についての報告 と説明(第265条Ⅱ)
 - ④補足的な業務の特別な分類の選択についての情報(第256条IV)
 - ⑤その他の財産ないしは債務の内,見越しの計算限定項目についての説明

(第268条IV, V) (重要性のある金額について) ·

- ⑥開業費・拡張費についての貸借対照表項目の説明(269条)
- ⑦積極側の繰延税の説明 (第274条Ⅱ)
- (8特別費用・収益の説明 {重要であるかぎり} (第277条IV)
- ⑨税法上の根拠から行なわれなかった増加の記入の報告と理由 (第280条 Ⅲ)
- (h2) 貸借対照表か又は付属明細書への記載が選択
 - ①他の貸借対照表項目の属性についての報告(第265条)
 - ②利益処分による貸借対照表が作成される場合,利益・損失の繰越額の報告(第268条 I)
 - ③固定資産明細書の記載と年度減価償却費の記載(第268条Ⅱ)
 - ④積極側計上の償還差額の報告(第268条IV)
 - ⑤青任関係と保証の別記の報告(第268条VII)
 - ⑥如何なる税法上の規則に従って積立金に関わる特別項目が設定されるか についての報告(第273条)
 - ⑦繰延税についての引当金の別記の金額についての報告(第274条 I)
 - ⑧如何なる規則に従って、税法上の減価償却が、間接的に価値修正として 中じるかについての報告(第281条 I)
- (b3) 損益計算書か又は付属明細書への記載が選択
 - ①固定資産の場合の計画外減価償却の報告と決算日主義の緩和のための減価記入の報告(第277条Ⅲ) HGB第253条Ⅱ3文・Ⅲ3文
 - ②積立金に関わる 特別項目の変化 (設定と取崩し) についての 報告(第 281条 Ⅱ)
- (b4) 貸借対照表か損益計算書かあるいは付属明細書への記載が選択
 - ①税法上の規定にのみ従って行なわれた減価についての報告と根拠(第281 条)
- (c) 有限会社・有限会社法に関係する情報は、貸借対照表か又は付属明細書 に記載される
 - ①有限会社法第29条IVに従った特別の積立金の設定の報告(第29条IV)

- ②会社に対する債権と債務の記載(第42条Ⅲ)
- (c1) その他株式法によると貸借対昭表か又は付属明細書に記載される
 - ①株式法第58条 II a によれば、特別の積立金の設定金額の報告
 - ②資本・利益積立金の設定と引き出し(第152条Ⅱ・Ⅲ)
 - ③ オキギキ か 種類 の 株式 数 と 類 面 類 (第160 条 I No. 3)
- (c2) 株式会社の特別の情報は、株式法に従って貸借対照表か付属明細書のいずれかに記載される。
 - ①利益処分段階の記載(第158条 I)
 - (c3) 1965年株式法第160条に従って付属明細書に記載される。
 - ① 株式の在高と増加
 - ② 自己資本の有高
 - ③ 認可資本
 - ④ 転換社債
 - ⑤ 受益権とそれに類する権利
 - ⑥ 相互資本参加
 - ⑦ 会社への閉鎖的少数あるいは多数資本参加の存在
 - ⑧ 開始資本の削減からの利用(株式法第240条3文)

これらの付属明細書の記載事項には、税法との調整が含まれ、E C 指令との調整のために妥協せざるをえない会計処理が含まれる。会計方法・評価の選択権に関わる会計処理や新規定から生じる繰延税についての記載事項がある。また従来の営業報告書の記載事項(c3)も含まれる。これまで見てきたことからも「会計計算上の諸問題を真正面から解決する道を回避し、『脚注公開』 あるいは『補足的公開』によって『恰も貸借対照表に計上しているかのような外観を与えようとする方式』が採用されている」(注58)と考えられる。

おわりに

これまで、 新商法における秘密積立金を 扱ってきた。 しかし、 この問題は

今回の改正に当たって初めて浮上した問題ではない。1897年の商法典の第38条 に導入される「正規の簿記の諸原則」は、評価はもちろんのこと会計問題にお ける実務的慣習の合理化・制度化の道を開いたとされる。すなわち、企業の巨 大化・固定資産の膨大化・株式会社の構造変化などによって貸借対照表絶対的 真実件の理論から貸借対照表相対的真実件の理論への転換は、秘密積立金制度 の確立を要請する金融資本主義の確立期の産物であったと考えられる。1897年 を境にして過大償却 = 秘密積立金設定の制度的容認への決定的な一歩が踏み出 され、過大償却 = 秘密積立金合法論が支配的になった20世紀初頭の貸借対照表 解釈の特徴を形成したといわれている。 GoB の導入の下で 秘密積立金の制度 化を達成する静熊論の役割は大きかった。しかし,「1マルク勘定」の論理化に は静態論の論理の限界があり、そこに登場するのが動態論であった(注59)。この ような背景のもとで1897年の商法は秘密積立金を容認し、引き続き設定余地が 広く認められていた1937年の株式法を経て、1965年の株式法そして今回の商法 は秘密積立金を規制しているといわれている。特に、新商法ではEC指令との 調整のため従来よりも確かに規制されたといえよう。しかし、一方では、評価 の判断が GoBの基準に任され、さらに評価・計上の選択権が認められているな ど秘密積立金の容認が見られる点が多い。そのため, 新規定により新しい秘密 積立金が生じている。商事貸借対照表と税務貸借対照表の利益調整から生じる 繰延税もその一つである。健全な企業の収益状況の秘密積立金は, 慎重性の原 則から堅実な会計方法として考えられているが、企業は、収益状況の悪い時期 に秘密積立金の取崩しを行なうことが多い。そのため、設定よりも取崩し時の 情報が重要となり、記載・注釈義務が求められる。秘密積立金の規制は、法の 評価規制よりも公開が強調される傾向にある。しかし、その公開は、新商法に おいては付属明細書による公開であり、付属明細書に記載される事項は、EC 第四指令との調整のために国内化せざるをえない会計処理規定、また会計問題 が未解決のままに残されている事項、さらに会計方法・評価方法の選択事項な ど重要な情報が含まれている。公開に関して貸借対照表・捐益計算書と同等の 地位を得た付属明細書が、どのように各企業によって公開されるかについての 問題は残されたままになっている。1987年1月1日以降の年度決算書の公開を

まつことになる。

(注釈)

- (注1) Herbert Biener; Die Rechungslegung der Akitengesellschaften und Kommanditgesellschaften auf Aktien nach der Bilanzrichtlinie der EG. Aktiengesellschaft. 9/1978. S. 251.
- (注2) Peat Marwick; Einfuhrung in das Bilanzrichtlinie-Gesetz, Frankfurt, 1986, S. 6ff.
- (注3) Deutscher Industrie-und Handelstag-Bundesverband der Deutschen Industrie Bundesverband Deutscher Banken-Bundesvereiningung der Deutschen Arbeitgeberverbande-Gesamtverband der Versicherungswirtschaft, Zur Durchführung der 4. EG-(Bilanz) Richtlinie zum Gesellschaftsreht, DB, 32 Jg., 1979, S. 1094.
- (注4) 建守常引稿;「ドイツ静態論と秘密積立金」『立命館経営学』第2巻,2・3号。
- (注5) 慶応義塾大学商法研究会訳;『西独株式法』「慶応義塾大学法学研究会叢書」22, 昭55年,277頁。
- (注6) 同上, 277頁。
- (注7) Nikolaus Dietzen; Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für stille Reserven, Leipzig, 1937. S. 10.
- (注8) 慶応義塾大学法学研究会訳;前掲書,278頁。
- (注9) 同上, 278頁。
- (注10) 黒田全紀編;『解説 西ドイツ新会計制度』同文館,昭和62年,24頁。
- (注11) 同上;25頁。
- (注12) 同上;26頁。
- (注13) Herbert Helmrich; Bilanzrichtlinie-Gesetz, München, 1986 S. 65.
- (注14) Herbert; a. a. O., S. 66.
- (注15) Herbert,; a. a. O., S. 71.
- (注16) Herbert; a. a. O., S. 71.
- (注17) Herbert; a. a. O., S. 71.
- (注18) Waiter Busse von Colbe/Klaus Chimielewicz; Das neue Bilanzrichtlinie-Gesetz, DBW, 46 Jg., (1986) 3.
- (注19) Colbe/Chimielewicz; a. a. O., S. 300.
- (注20) Colbe/Chimielewicz; a. a. O., S. 299.
- (注21) 不均等主義について、各学者によって見解のちがいがある、それについては、次の論稿を参照されたし。 高木靖史稿「会計原則としての不等原則の問題点」『福岡大学商学論叢』第31巻第1号。

- (注22) Colbe/Chimielewicz; a. a. O., S. 301.
- (注23) Colbe/Chimielewicz; a. a. O., S. 301. この条文の内容は,「評価維持選択権」といわれるものである。条文では, dürfen"となっているこの文章では, müssen"が使われている。これは...dürfen"のまちがいと思われる。
- (注24) Colbe/Chimielewicz, a. a. O., S. 301.
- (注25) 黒田全紀稿;「会計基準国際的調和化についての E C方式の限界」『産業経理』 1987、51頁。
- (注26) Colbe/Chimielewicz; a. a. O., S. 302.
- (注27) Peter Mertens; **Rücklage** in; Erich Kosiol; *Handwörterbuch des*Rechnungswesen, stuttgart 1969. S. 1537.
- (注28) Erich Birkner; Stille Reserven und ihre Bedeutung, BiBuPr. 10/85, S. 391.
- (注29) Birkner; a. a. O., S. 391.
- (注30) Birkner; a. a. O., S. 391.
- (注31) Peter Mertens; Rücklage in; Erich Kosiol; a, a, O., S. 1537.
- (注32) 津守常弘稿;「秘密稽立金|『会計学大辞典』中央経済社,昭和54年,825百。
- (注33) Rainer Ludewig; Möglichkeiten der verdeckten Bilanzpolitik für Kapital-gesellschaften auf der Grundlage des neuen Rechts, ZfB, 57, Jg., (1987) S. 427.
- (注34) Birkner: a. a. O., S. 392
- (注35) Birkner; a. a. O., S. 391.
- (注36) Adolf Moxter; Bilanzlehre Band I. Einführung in die Bilanztheorie, 3., Auflage, Wiesbaden, 1984. S. 103.
- (注37) 黒田全紀編;前掲書,98頁。
- (注38) アルドルフ・G. ケーネ氏によれば、「正規の簿記の諸原則として法の形態の如何を問わず、すべての企業に適用されてきた貸借対照表計上選択権は、財務諸表指令法により主として貸借対照表計上義務とされ、企業の会計政策を活動させる余地が著しく狭められたのである」と述べられている。黒田全紀編:前掲書、97頁。
- (注39) Colbe/Chimielewicz; a. a. O., S. 308. 前述したとおり,非資本会社は,1937年株式法と同様に秘密積立金の設定余地を残すままとなった,非資本会社についての秘密積立金問題は,次の論文を参考にしている。Dietrich W. Schulze zur Wiesch; Stille Reserven im Jahresabschlußder Einzelkaufleute und Personhandelsgesellschaften. ZfbF, 39. Jg., 314, 1987.
- (注40) 「……人的企業には付属明細書の作成が要求されていないため、このような状況 については、人的企業の年度決算書の読者にも説明が行なわれない。この秘密(任意)積立金が公開会社(公開合資会社と公開有限会社)についても、また開示法に

- より開示義務ある年度決算書にも認められるという点は、規制の背景にあるから注意すべきである。黒田全紀、前掲書60頁参照。
- (注41) Walter Schneider; Grenzen der Silanzpolitik, Ermittlung von Oberund Untergenzen des Gewinnausweises in der Handelsbilanz, 3/87, bilanz & buchhaltung. S. 91-98. を参考にした。
- (注42) 商事貸借対照表への計上額は、税務上の枠内で決定される(所得税法第6条a)。
- (注43) Rainer Ludewig; a, a, O., S. 427—428.
- (注44) Jörg Baetge; **Die neuen Ansats-und Bewentungsvorschriften,** WPg, Heft, 5/1987. S. 131.
- (注45) Baetge; a. a. O., S. 133.
- (注46) Ludewig; a. a. O., S. 430.
- (注47) Baetge; a. a. O., S. 133.
- (注48) Baetge; a. a. O., S. 134.
- (注49) 黒田全紀稿;前掲稿,51百。
- (注50) Baetge; a. a. O., S. 133.
- (注51) Colbe/Chimelewicz; a. a. O., S. 318. 政府草案は, E C指令の導入にあたって, HGBを株式法・有限会社法の規定によって補足しようとすることにとどまらず, HGBへ年度決算書についての規定と監査・公開を導入しようとした。これは,経営経済学者団体の中の会計制度委員会の提案に合意するものであったが,経営者団体の要求に反するものであった。Karl-Heinz Forster; Anhang, Lagebericht, Prüfung und Publizität im Regierungsentwurf eines Bilanzrichtlinie-Gesetzes, DB, 35 Jg., 1982 S. 1577.
- (注52) Werner Schülen; **Der Anhang als Teil des Jahresabschlusses und des Konzernabschlusses**, WPg, Meft 3/1986, S. 57.
- (注53) 黒田全紀氏によれば "view" の訳は一般に「概観」と記されているが「写像」が 適した訳だと考えられる。
- (注54) Rudolf Niehus: Harmonized European Economic Community Accounting—A German View of the Draft Directive for Uniform Accounting Rules. *The International Journal of Accounting*, Vol. 7. No. 2. 1972, p. 109.
- (注55) Werner; a. a. O., S. 57.
- (注56) Niehus; ibid., p. 109.
- (注57) Colbe/Chimielewicz; a. a. O., S. 318.
- (注58) 津守常弘稿;「企業会計原則の再構築と『会計政治化』」,『企業会計』87 Vol. 39 No. 9.
- (注59) 津守常弘稿;「ドイツ静態論と秘密積立金」『立命館経営学』第2巻,2・3号,40頁。